注１　３のイについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に限り算定する。

２　検査に要した交通費は、患家の負担とする。

Ｄ２３７－２　反復睡眠潜時試験（ＭＳＬＴ）　5,000点

Ｄ２３７－３　覚醒維持検査　5,000点

Ｄ２３８　脳波検査判断料

１　脳波検査判断料１　350点

２　脳波検査判断料２　180点

注１　脳波検査等の種類又は回数にかかわらず月１回に限り算定するものとする。

２　１については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に限り算定する。

３　遠隔脳波診断を行った場合については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関間で行われた場合に限り算定する。この場合において、受信側の保険医療機関が脳波検査判断料１の届出を行った保険医療機関であり、当該保険医療機関において常勤の医師が脳波診断を行い、その結果を送信側の保険医療機関に文書等により報告した場合は、脳波検査判断料１を算定することができる。

（神経・筋検査）

通則

１　区分番号Ｄ２３９に掲げる筋電図検査については、所定点数及び区分番号Ｄ２４１に掲げる神経・筋検査判断料の１の所定点数を合算した点数により算定する。

２　区分番号Ｄ２３９－２からＤ２４０までに掲げる神経・筋検査については、各所定点数及び区分番号Ｄ２４１に掲げる神経・筋検査判断料の２の所定点数を合算した点数により算定する。

Ｄ２３９　筋電図検査

１　筋電図（１肢につき（針電極にあっては１筋につき））　384点

２　誘発筋電図（神経伝導速度測定を含む。）（１神経につき）　200点

３　中枢神経磁気刺激による誘発筋電図（一連につき）　800点

４　単線維筋電図（一連につき）　1,500点

注１　２については、２神経以上に対して行う場合には、複数神経加算として、１神経を増すごとに150点を所定点数に加算する。ただし、加算点数は1,050点を超えないものとする。

２　３については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関以外の保険医療機関において行われる場合には、所定点数の100分の80に相当する点数により算定する。

３　４については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に限り算定する。

Ｄ２３９－２　電流知覚閾値（いき）測定（一連につき）　200点

Ｄ２３９－３　神経学的検査　500点

注　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に限り算定する。

Ｄ２３９－４　全身温熱発汗試験　600点

Ｄ２３９－５　精密知覚機能検査　280点

Ｄ２４０　神経・筋負荷テスト

１　テンシロンテスト（ワゴスチグミン眼筋力テストを含む。）　130点

２　瞳孔薬物負荷テスト　130点

３　乏血運動負荷テスト（乳酸測定等を含む。）　200点

Ｄ２４１　神経・筋検査判断料

１　筋電図検査の場合　180点

２　その他の場合　180点

注　神経・筋検査等の種類又は回数にかかわらず月１回に限り算定するものとする。ただし、いずれかの神経・筋検査判断料を算定した場合には、同一月において他の神経・筋検査判断料は算定しない。

Ｄ２４２　尿水力学的検査

１　膀胱内圧測定　312点

２　尿道圧測定図　260点

３　尿流測定　205点

４　括約筋筋電図　310点

（耳鼻咽喉科学的検査）

Ｄ２４３　削除

Ｄ２４４　自覚的聴力検査

１　標準純音聴力検査、自記オージオメーターによる聴力検査　350点

２　標準語音聴力検査、ことばのきき取り検査　350点

３　簡易聴力検査

イ　気導純音聴力検査

ロ　その他（種目数にかかわらず一連につき）　110点

４　後迷路機能検査（種目数にかかわらず一連につき）　40点

５　内耳機能検査（種目数にかかわらず一連につき）、耳鳴検査（種目数にかかわらず一連につき）　400点

６　中耳機能検査（種目数にかかわらず一連につき）　150点

Ｄ２４４－２　補聴器適合検査

１　１回目　1,300点

２　２回目以降　700点

注　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に、患者１人につき月２回に限り算定する。

Ｄ２４５　鼻腔（びくう）通気度検査　300点

Ｄ２４６　アコースティックオトスコープを用いた鼓膜音響反射率検査　100点

Ｄ２４７　他覚的聴力検査又は行動観察による聴力検査

１　鼓膜音響インピーダンス検査　290点

２　チンパノメトリー　340点

３　耳小骨筋反射検査　450点

４　遊戯聴力検査　500点

５　耳音響放射（ＯＡＥ）検査

イ　自発耳音響放射（ＳＯＡＥ）　100点

ロ　その他の場合　300点

Ｄ２４８　耳管機能測定装置を用いた耳管機能測定　450点

Ｄ２４９　蝸電図（かでんず）　750点

Ｄ２５０　平衡機能検査

１　標準検査（一連につき）　20点

２　刺激又は負荷を加える特殊検査（１種目につき）　120点

３　頭位及び頭位変換眼振検査

イ　赤外線ＣＣＤカメラ等による場合　300点

ロ　その他の場合　140点

４　電気眼振図（誘導数にかかわらず一連につき）

イ　皿電極により４誘導以上の記録を行った場合　400点

ロ　その他の場合　260点

５　重心動揺計、下肢加重検査、フォースプレート分析、動作分析検査　250点

６　ビデオヘッドインパルス検査　300点

注　５について、パワー・ベクトル分析を行った場合には、パワー・ベクトル分析加算として200点を、刺激又は負荷を加えた場合には、刺激又は負荷加算として、１